

平成27年（わ）第241号 公職選挙法違反被告事件

被告人 齋藤まさし こと 酒井剛

求 釈 明 書 3

平成28年2月3日

静岡地方裁判所刑事部合議係 御中

主任弁護士 小 川 秀 世

弁護士 平 岡 秀 夫

弁護士 酒 田 芳 人

検察官は、本事件の冒頭陳述で「同月（平成27年3月）13日午後、静岡市葵区の繁華街における市長選出馬ビラの街頭頒布を目撃した静岡市選挙管理委員会事務局員が、これが事前運動に該当する旨の通報を静岡中央警察署に行い、同署員が選挙運動員を即日聴取した上で、高田陣営に対して事前運動に該当する旨の警告をしたほか、同日清水駅付近等での市長選出馬ビラ街頭頒布を現認した清水警察署員からも、高田陣営に対して同様の警告がなされるなどした。」（冒頭陳述要旨6頁）と主張した。

しかしながら、この点に関し、水上博文氏が平成27年3月14日の清水警察署の警告後作成した「警告について」と題する書面等からしても、弁護士らが冒頭陳述補充書で主張したとおり、本件において、静岡中央警察署による高田陣営に対する警告はなされなかったのではないかとの疑問がある。そこで、

検察官に対して、以下のとおり釈明を求める。

1 冒頭陳述で主張された静岡中央警察署員によってなされたとされる上記警告は、

- ① いつ
- ② どこで
- ③ 誰が
- ④ 誰に対して
- ⑤ どのような内容で

なされたのか明らかにされたい。

2 公職選挙法違反による警告がなされたときは、警察庁へ報告することとされているが、静岡中央警察署及び清水警察署の署員によってなされたとされる各警告について、

- ① 静岡県警察本部及び警察庁への報告がなされたか
 - ② ①の各報告がなされたとすればその時期及び内容
 - ③ ①の各報告がなされなかったとすれば、その理由
- を明らかにされたい。